

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年9月24日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本赤十字社京都府支部 支部長 西脇隆俊			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	328台	13台	1台	329台
	冷蔵機器及び冷凍機器	43台	1台	1台	43台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	71	キログラム	20	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品一覧を作成。随時点検し点検記録を保存、情報更新など適切に管理（京一病院）。簡易点検マニュアルを作成し点検を実施（京二病院）。簡易点検マニュアルを作成し点検を実施（舞鶴病院）			
	廃棄時	府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3か月ごとに簡易点検を実施、年1回有資格者による定期点検を実施し記録を管理（京一病院）。エアコンの効きが悪いと判断した場合に整備業者に修理を依頼（京二病院）。3か月ごとに簡易点検を実施（舞鶴病院）。			
	廃棄時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を購入する際には現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品の導入を検討する。また、第一種特定製品以外の代替フロンが使用されている機器の導入の際には地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器を購入するように促す（京一病院）。導入方針を策定中（京二病院）				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。